

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第二百六号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後					改正前				
周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力(注2)	備考	周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力 (注2)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2445MHzから	近畿総合通信局管内	平成31年3月	7950W以下	注4	2445MHzから	近畿総合通信局管内	平成30年3月	7950W以下	注4
245MHzまで	局管内	31日まで		空中線電力は、100W以下に限る。	245MHzまで	局管内	31日まで		空中線電力は、100W以下に限る。
5490MHzから	関東総合通信局管内	平成30年6月	0.4W以下	注8	5490MHzから	関東総合通信局管内	平成30年6月	0.4W以下	注8
5690MHzまで	局管内	30日まで			5690MHzまで	局管内	30日まで		

	東海総合通信 局管内	平成33年6月 30日まで	0.4W以下	注9
	中国総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	0.4W以下	注10
	四国総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	0.4W以下	注11
5650MHzから 5755MHzまで	関東総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	注12
9380MHzから 9440MHzまで	九州総合通信 局管内	平成32年3月 31日まで	0.2W以下	注13及 び注14
	九州総合通信 局管内	平成32年3月 31日まで	12000W以 下	注13

〔(注1)～(注12) 略〕

注13) 福岡県北九州市若松区響町2丁目及び3丁目並びに同区ひびきの北

1及びひびきの北大字塩屋の区域に限る。

注14) 福岡県北九州市小倉北区大手町、同区域内及び同区室町1丁目の区

	東海総合通信 局管内	平成33年6月 30日まで	0.4W以下	注9
	中国総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	0.4W以下	注10
	四国総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	0.4W以下	注11
5650MHzから 5755MHzまで	関東総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	注12

〔(注1)～(注12) 同左〕

域に限る。